

発議第2号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第2条第2項第1号中「、財政部、企画部」を「、財政経営部、企画戦略部」に改め、同項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

第3条第2項及び第5条第2項中「9人」を「7人」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定及び第19条の改正規定（「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行し、目次を削る改正規定及び第19条の改正規定（「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成27年3月18日提出

発議者 三島市議会全議員